

調査について

- 障害者雇用納付金関係業務調査は、障害者の雇用の促進等に関する法律第52条等に基づき行うものです。
- 申告・申請に係る正しい理解と障害者雇用納付金制度の適切な運営と理解促進のために行っていくものとなっています。

調査対象の選定

- 障害者雇用納付金・障害者雇用調整金等の申告申請を行うすべての事業主を対象に、**無作為抽出**により当該年度の調査対象事業主を選定しています（申告申請内容に疑義が生じたことをもって、調査の対象となったわけではありません。）。
- 本年度調査対象にならなかった事業主についても、次年度以降の選定により、調査対象となります。
このようにして、公平性の担保に努めています。

申告申請内容に誤りがあった場合

- 調査の結果、申告申請内容に誤りがあった場合には、納付金の追加納付または調整金等の返還を行っていただくことになります。
- また、納付した金額が多かった場合には、還付をさせていただきます。
- なお、納付金の追加納付が必要な場合には、その納付すべき額に10%を乗じて得た額の追徴金が課せられます。
※**調査前**に所定の手続きを踏むことで、追徴金がかからない場合があります。
詳細は**同封の「障害者雇用納付金関係業務調査のごあんない」** P2の5をご確認ください。

調査で確認する資料

- 「毎月の常用雇用労働者数の集計の根拠とした資料」、「雇用障害者の手帳等の写し」、「雇用障害者の賃金の支払金額がわかる書類」等を確認します。
- ご準備いただく書類の詳細は同封の「障害者雇用納付金関係業務調査のごあんない」 P6「**障害者雇用納付金関係業務調査 準備書類チェックリスト**」をご確認ください。



- 調査の詳細については、**同封の「障害者雇用納付金関係業務調査のごあんない」**をご確認ください。
- また、裏面に障害者手帳等の確認に関する留意事項を掲載していますので、障害者手帳等の写しを貴社で正しく保管しているか、調査前に必ずご確認ください。
- なお、障害者手帳等の写しの取得等にあたっては、厚生労働省の作成した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」のとおり、プライバシーの保護に十分なお配慮をお願いします。

障害者手帳等の確認に関する留意事項

■手帳などの確認書類は、障害種別問わず、以下の項目が確認できる全てのページの写しが必要です。

「氏名」、「生年月日」、「障害の種類（障害名）」、「障害の程度（等級）」、「手帳交付日」、「手帳番号」、「発行元」 など

■上記項目に加えて、障害種別に応じ、以下のページの写しが必要となります。

※留意事項については、必ず令和7年度障害者雇用納付金制度記入説明書P45～P50からご確認ください。

※ページの写しが不足し、必要な項目が確認できない場合は、雇用障害者として取り扱うことができなくなりますので、事前にご確認ください。

身体障害者手帳（身体障害者）

●再認定期日（再認定年月）の有無が確認できるページ

再認定が設けられている場合は、障害名のページや備考欄のページに記載されていることが多いです。なお、どのページにも再認定期日（再認定年月）の記載がない場合や、「再認定不要」の旨が記載されている場合は、「再認定が設けられていない」ということとなります。

申告申請の対象期間中に再認定期日（再認定年月）が設けられている場合は、再認定をする前と後の両方の手帳の写しが必要です。

例：表

写真	〇〇県 第 333111号
	令和2年8月20日交付 令和4年8月20日再交付
氏名	千葉 太郎
生年月日	昭和44年8月8日
身体障害 程度等級	1級 旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第1種
	〇〇県 印

例：裏

障 害 名
○ ▲▲▲による 心臓機能障害（ペースメーカー除細動器）（1）級
[再認定期日 令和6年8月]

令和7年度申告申請の対象期間中（R6.4.1～R7.3.31）に再認定期日（令和6年8月）が設けられているため、令和6年9月以降については、再認定後の手帳の写しも必要です。

療育手帳（知的障害者）

●再判定の履歴が確認できるページ

再判定の履歴が記載されている場合は、その履歴が記載されたページの写しも必要です。

精神障害者保健福祉手帳（精神障害者）

①有効期限が確認できるページ

申告申請の対象期間中に有効期限が到来している場合は、更新する前と後の両方の手帳の写しが必要です。

②「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳」が記載されたページ（※）

①、②が確認できるページの例です。
なお、この例の場合は、令和7年度申告申請の対象期間中（R6.4.1～R7.3.31）に有効期限（令和6年6月30日）が到来しているため、令和6年7月以降の有効期限が確認できる手帳（更新後の手帳）の写しも必要です。

※カード形式の場合は、②が裏面に記載されていることが多いです。
カード形式以外の場合は、②の記載箇所が発行元により異なりますので、ご注意ください。

例

写真	交付日	令和2年6月1日
	有効期限	令和4年6月30日
	(更新)	令和6年6月30日
氏名	平成 六郎	〇〇県 印
住所		
生年月日	昭和45年12月9日	
等級	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳	

例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳	
発行区分〇〇〇〇	発行窓口〇〇〇〇
発行年月〇〇〇〇	
住所変更等記載欄	